

岩手県公安委員会及び岩手県警察本部長が保有する行政文書の開示等に関する規則及び岩手県公安委員会及び岩手県警察本部長が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 2月15日

岩手県公安委員会

委員長 雫石 禮子

岩手県公安委員会規則第2号

岩手県公安委員会及び岩手県警察本部長が保有する行政文書の開示等に関する規則及び岩手県公安委員会及び岩手県警察本部長が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則

(岩手県公安委員会及び岩手県警察本部長が保有する行政文書の開示等に関する規則の一部改正)

第1条 岩手県公安委員会及び岩手県警察本部長が保有する行政文書の開示等に関する規則(平成13年岩手県公安委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(必要な措置を講ずる出資法人) 第7条 条例第41条第2項の実施機関として岩手県警察本部長が定める出資法人は、 <u>財団法人岩手県暴力団追放県民会議(平成4年4月27日に財団法人岩手県暴力団追放県民会議という名称で設立された法人をいう。)</u> とする。	(必要な措置を講ずる出資法人) 第7条 条例第41条第2項の実施機関として岩手県警察本部長が定める出資法人は、 <u>公益財団法人岩手県暴力団追放推進センター</u> とする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(岩手県公安委員会及び岩手県警察本部長が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部改正)

第2条 岩手県公安委員会及び岩手県警察本部長が保有する個人情報の保護等に関する規則(平成18年岩手県公安委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(必要な措置を講ずる出資法人) 第16条 条例第49条の実施機関として本部長が定める法人は、 <u>財団法人岩手県暴力団追放県民会議(平成4年4月27日に財団法人岩手県暴力団追放県民会議という名称で設立された法人をいう。)</u> とする。	(必要な措置を講ずる出資法人) 第16条 条例第49条の実施機関として本部長が定める法人は、 <u>公益財団法人岩手県暴力団追放推進センター</u> とする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。